闘いを広げ展望を

解雇無効裁判闘争勝利決起集会

不当解雇訴訟第十一回公判で被告会社側の証人調べが終わり、次回公判から原告側の証人調べに入る段階を迎えて十月二十八日、午前九時三十分から大牟田労働福祉会館ホールで不当解雇無効裁判闘争勝利決起集会を開き組合員・主婦会をはじめ、訴訟団員、退職者の会、被災者の会などが参加しました。

集会では組合歌『炭掘る仲間』の全員合唱のあと、中原組合長が「裁判闘争も次回から橋本元炭労委員長の証人調べが始まる重要な時期。会社側の証言でいくつもの矛盾が出てきたが、これからが正念場となるので最後まで頑張り抜こう」と述べ、ポスト八次策への石鉱審の論議が始まった石炭情勢を報告、国内炭を守るたたかいに全力をあげる決意を表明しました。

続いて藤田主婦会会長が共にたたかう決意を述べ、来賓の城之内大地評会長が激励と連帯のあいさつをおくられました。

裁判闘争の経過報告に立った小島鑒弁護士は、裁判闘争の意義と今後のたたかいにふれて「この裁判は、石炭政策が間違っていることや会社の姿勢が政策に追従するだけで、全く不当な五十三歳以上の基準解雇を強行したことから起こったもので、炭鉱の現状と街を守る立場からも意義が大きい。多くの労働者を励ますたたかいだ」と前置きし、裁判での争点と会社側証人に対する反対尋問の中で明らかになった問題を解明。「容易に勝てる裁判ではないが、たたかいを大きく広げて勝利の展望をきり開こう」と訴えました。

このあと小柳訴訟団長が「団結し、励まし合って最後までたたかう」と決意を表明、全員で「がんばろう」を合唱、頑張ろう三唱で終了、各分会ごとに街頭でのビラ配布に向かいました。

なお、訴訟団は二十六日にビラ配布を行いました。

「不当解雇を許さない」と開かれた決起集会

矛盾露呈した松本証言

「適応性」は十分だ

不当解雇訴訟　第11回公判

「解雇無効」を求める三池不当解雇訴訟の第十一回口頭弁論は九月十一日、午後一時三十分から福岡地裁三〇一法廷（民事五部・堂薗守正裁判長）で開かれ、被告会社側の証人松本義順（よしのり・三井石炭株式会社生産保安部長）に対して、原告側代理人の田中利美弁護士が約四十分にわたって反対尋問を行いました。

反対尋問は、①合理化提案では「最優良炭鉱として生き残る」としたが、達成出来たのか。②二百五十万トン体制に見合う人員とは何か。③機械化・大型化の問題点。④固定的費用と生産原価の関係。⑤合理化実施後の人員計画。無理に余剰人員を創出したのではないか。⑥年齢による適応能力の問題。などについて行われました。

この中で、人員不足の問題については「払いの進行に対して遅れはないし、来年一月から定年退職者が出ても十分対応出来る」と、現場での人員不足を訴える声とは、まったく反対の証言に終始しました。

松本証人は、前回の主尋問で「人力作業には若年者が適し、機械化にも若年者がベターで、適応能力がある」と証言しましたが、機械化によって人力作業が一定程度少なくなっている事実。さらに、ボタン操作など単純化していること。とくに保安の面で経験が重要なこと。などを認めざるを得ませんでした。

また、最近のデーターによる「年齢神話」（暦年年齢と機能年齢）、文部省の体力テストによる体力維持能力、さらに長寿社会雇用ビジョン研究会（労働省職業安定局）の「六十五歳定年制」の報告、「年齢差別禁止法」（アメリカ）などについては、「知らない」と、まともに答えませんでした。

以上のことから、体力や適応能力を理由にした「基準解雇」が、いかに矛盾したものであるかが明らかになりました。

これで被告会社側の証人に対する尋問が終わり、次回から原告側の証人（橋本亮・前炭労委員長）が法廷に立ちます。次回の口頭弁論は、十二月十一日午後一時三十分から。

〝国内炭守れ〟で街頭宣伝強める

石鉱審での第九次策への論議がかつてなくきびしい状況になっている中で、近く通産省が〝たたき台〟を提出するなど動きも速くなっています。

三池労組では、立看板三百枚の設置、大型ポスター、ステッカーなどを市内各所に貼り出し宣伝を強めます。

狂句

ヤバイなあ
自衛隊への
就職は

「協力法」
協力なしで
廃案だ

店じまい
今後は海外炭で
もうけます

（職場新聞『やま』四十五号、十一月七日発行から）

囲碁大会成績

十一月十一日に催された囲碁愛好会の秋の囲碁大会（ハンディ戦）の結果は次のとおりでした。

1位　秋富　学さん（3分会）
2位　井口　勝吉さん（O B）
3位　大野　源六さん（2分会）

姿見

いま平和憲法が、戦争放棄を誓った第九条が、危機にさらされようとしています。十月十二日から開かれている第一一九臨時国会で審議中の国連平和協力法案は、国民の八割近い人びとが反対し、廃案の声をあげているにもかかわらず、政府・自民党は世界への貢献策とか後方支援などと口実をつけて成立をはかろうとしています。

反戦平和の願いを

大牟田ブロック　平川弘子

あの侵略戦争で、私たち国民は世界に類をみない広島・長崎の惨禍をうけ、また各地で戦火にみまれ、アジアの国々へも大きな犠牲を与えたことへの反省にたち、再び禍ちは繰り返しません……と誓い、世界に誇る平和憲法を制定しました。この四十五年間、働く者や生命を生み育くみ守っている女性たち、それぞれの英知と努力のなかで築いてきた平和です。

敗戦の年、私は小学三年生でした。徴兵された父・兵隊の家族ということで一番早いその年の十月、南朝鮮から引揚げてきました。貨車を二段に仕切っての約一カ月必死の行程でした。私は小さなリュックを背負い、家族とともに釜山港から山口県仙崎港に上陸しました。下関で焼けた瓦礫の街を見て、子供心に戦争の恐しさを感じたことを今も思い起こします。

饒舌の海部首相が、どのようにいいくるめようとしても、自衛隊の海外派遣に道をひらく国連平和協力法案を廃案にしなければと強く考えます。

再び戦争を許さない女たちの大牟田地区連絡会の一員として、平和憲法を守る立場から十月二十八日、十一月二日と市内をニュースカーで訴えてまわり『徴兵はいのちかけても阻むべし、母・祖母・おみな年に満つるとも』と、反戦・平和の願いをビラに書いて配りました。

輝く澄んだ秋空、この空に再び特別攻撃戦闘機などが飛ばないために、ご一緒に頑張ります。

大地評大会で、国内炭守と街を守る決議

大牟田地方労働組合評議会の第四十一回定期大会が十一月十三日開かれ、特別決議として国内炭と街を守る決議文が採択されました。（別項）

なお、荒尾地評の定期大会が十二月一日に開かれますがここでも決議が提案される予定です。

国内炭と街を守る第9次石炭政策の確立を求める決議

第八次石炭政策が施行されてから早くも三年半を経過した。この間、国内炭撤退路線のもとで、急激な閉山・縮小の大合理化が吹き荒れ、四炭鉱が閉山し残るすべての炭鉱が、規模縮小・人べらしの合理化を次つぎと実施し、延べ一万三千人の労働者が職場を奪われ、今日なお苦しい生活を強いられている。

三池炭鉱においては、三年連続の大合理化が強行され、三千人以上の労働者がヤマを追われたが、なかでも企業の生き残りだけに狂奔する三井資本が、その露骨な姿勢をあらわにした五十三歳以上の強制解雇は、定年延長の時代の趨勢に逆行するばかりか、他産業にも波及しかねない悪質で許しがたい合理化であるだけに、いま、全国の働く仲間からの力強い物心両面の支援と協力に支えられながら裁判闘争を継続中である。

われわれは、このような雇用と地域を無視した第八次政策を推進する政府と、これに迎合し労働者と地域住民を犠牲にする三井資本に強い憤りを禁じ得ない。

去る九月二十五日、石炭鉱業審議会は「今後の石炭政策の在り方について審議をスタートさせたが、電力業界を中心とするユーザー側委員の経済合理性を最優先課題とした国内炭不要論が際だってきている。

文字通り〝石炭つぶし街つぶし〟の状況を事実で証明してきた現行石炭政策の延長線上に、労働者と地域住民の明るい将来を築くことは不可能であるといっても過言ではない。

われわれは、わが国唯一のエネルギー資源である石炭を守り、有効に活用するため、現有炭鉱の維持・存続、地域振興のための諸施策の確立を基本とする第九次石炭政策の確立をはかることは、産炭地域住民すべての悲願である。

われわれは、本大会において、全組織の力を寄せ合い、国内炭と街を守る石炭政策の確立に向けて、全力でたたかい抜くことを決意する。

右、決議する。

一九九〇年十一月十三日

大牟田地方労働組合評議会
第四十一回定期大会

×　×